

○長野県警察ホームページ運用要綱の制定について

平成13年12月18日
例規第22号県警察本部長
部・課（隊）長
警察学校長
警察署長

インターネット上に開設した長野県警察本部のホームページを適正かつ効率的に活用するため、次のとおり長野県警察ホームページ運用要綱を制定し、平成14年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

長野県警察ホームページ運用要綱

第1 目的

この要綱は、インターネット上に開設した長野県警察本部のホームページ（以下「長野県警察ホームページ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 ホームページ運用責任者

- 1 警察本部にホームページ運用責任者を置き、警察本部広報相談課長の職にある者をもって充てる。
- 2 ホームページ運用責任者は、長野県警察ホームページを管理し、長野県警察ホームページの運用に関する事務を統括する。

第3 長野県警察ホームページへの掲載等の依頼

所属長は、所属の業務に係る広報を長野県警察ホームページに掲載しようとするとき又は長野県警察ホームページに掲載した内容を変更し、若しくは削除しようとするときは、ホームページ掲載等依頼書（様式第1号）によりホームページ運用責任者に依頼するものとする。ただし、警察署長が依頼する場合にあっては、長野県警察ホームページへの掲載又は長野県警察ホームページに掲載した内容の変更若しくは削除（以下「長野県警察ホームページへの掲載等」という。）を依頼しようとする内容に係る業務を所管する警察本部の課長を経由しなければならない。

第4 長野県警察ホームページへの掲載等

- 1 ホームページ運用責任者は、長野県警察ホームページへの掲載等の依頼があったときは、依頼の内容を審査の上、長野県警察ホームページへの掲載等をするものとする。
- 2 ホームページ運用責任者は、長野県警察ホームページへの掲載等の依頼の内容に疑義があるときは、当該依頼をした所属長に説明を求め、必要に応じ内容の補正を求めることができる。
- 3 ホームページ運用責任者は、長野県警察ホームページの運用に当たり必要と認めるときは、関係所属長に対し当該所属の警察職員の派遣その他の協力を要請することができるものとする。

第5 電子メールの受信等の取扱い

- 1 所属長は、長野県警察ホームページにおいて電子メールを受信したときは、回答及び返信（以下「回答等」という。）の可否を検討し、必要があると認めるときは、速やかに回答等を行うこととする。
- 2 所属長は、1の規定により受信した電子メールのうち、他所属又は複数所属に係る電子メールについては、速やかにホームページ運用管理者に送付するものとする。
- 3 ホームページ運用責任者は、2の規定により送付を受けた電子メールについて、受信メール送付書（様式第2号）により、速やかに関係所属長に送付するものとする。
- 4 所属長は、3の規定により送付を受けた電子メールに対する処理の結果、処理状況等を受信メール処理結果等報告書（様式第3号）によりホームページ運用責任者に報告するものとする。
- 5 所属長は、1又は3の規定により受信又は送付を受けた電子メールのうち、警察に対する相談と判断したものは、警察に対する相談情報管理システムに登録するものとする。
- 6 所属長は、3の規定により受信した電子メールに対する回答等を行う場合で、長野県警察ホームページから電子メールの送信をしようとするときは、ホームページ運用責任者に送信を依頼するものと

する。

- 7 ホームページ運用責任者は、6の規定により依頼を受けた電子メールの送信の必要を認めるときは、当該電子メールの送信を行うものとする。
- 8 ホームページ運用責任者は、長野県警察ホームページにおける電子メールの受信及び送信の状況を明らかにしておくものとする。

第6 運用上の留意事項

長野県警察ホームページの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 長野県警察ホームページに掲載する情報は、知的所有権の侵害とならないよう配慮すること。
- (2) 受信した電子メールの個人情報等の保護に配慮すること。
- (3) 利用者の利便性、実用性及び操作性に配慮した長野県警察ホームページの作成に努めること。

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、長野県警察ホームページの運用に関し必要な事項は別に定める。